

監理技術者等及び現場代理人の途中交代について

○監理技術者等の途中交代について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は、原則認められていませんが、これらが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等が考えられます。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電気機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③一つの契約工事が多年に及ぶ場合

いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

○現場代理人の途中交代について

現場代理人の工期途中での交代は、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とします。

このため、受注者は、現場代理人の途中交代を行う場合は、監督員と協議する必要があります。

※工事受注者は、監督員との協議の結果、監理技術者等及び現場代理人の途中交代を行った場合、変更した現場代理人等選任通知書を監督員に提出してください。